

傍 聴 要 領

1 受付手続

受付は、会場前で、会議開始予定時刻の 30 分前に開始します。

傍聴人は、会議開始予定時刻の 15 分前までに、受付で氏名、住所等所定の事項を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

2 遵守事項

会場において、傍聴人は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議内の秩序維持

- (1) 傍聴人は、委員長及び事務局の係員の指示に従って下さい。
- (2) 2 の規定に違反した傍聴人は、注意を受け、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。